

韓国での運用申請手続き

2009年8月20日改正

相互運用協定の有無にかかわらず、ほぼすべての国のアマチュア無線家が、KARLに申請書類を提出して韓国の運用許可（1年間）を申請することができます。運用許可の発給には10日から30日かかります。

この運用許可は毎年延伸することができます。

1. 次の提出書類をエアメールで送るか、PDF あるいは JPEG 形式で e-メールに添付して送ってください。

- 1) 申請書 様式1 (http://www.karl.or.kr/eng_img/Applicationform1.doc)
- 2) 無線従者免許証および無線局免許状のコピー
- 3) 旅券のコピー
- 4) 申請者の母国で資格別に許可される送信電力及び周波数帯の表。この表は、申請者の母国と同じ運用許可を与えるために必要です。
- 5) 申請手数料。

2. 許可の延伸あるいは無線機の変更

最初の運用許可は1年間有効であり、毎年これを延伸することができます。許可の延伸あるいは無線機の変更は次の書類を提出して行います。

- 1) 申請書 様式1 (http://www.karl.or.kr/eng_img/Applicationform2.doc)
- 2) 申請手数料。

3. 申請手数料

49 W 以下	最初の1年間、80,000 ウォン (US\$65)
50 W 以上	最初の1年間、100,000 ウォン (US\$85)
延伸/変更	25,000 ウォン (US\$20)

手数料は次の銀行口座に送金してください。

(口座名義)	The Korean Amateur Radio League, Inc.
(銀行名)	Korea Exchange Bank, Poi Branch
(口座番号)	204-22-05221-7

4. コールサイン

日本のコールサインの前に、韓国の運用予定地のプリフィックスを頭に付けたものが指定されます。(例：ソウルを運用予定地とした場合は、HL1/JA1YRL)

5. 操作範囲

韓国で運用できる操作範囲は、資格別に概ね次のとおりです。第3級と第4級は日本と若干異なりますので、注意してください。日本でアマチュア局の操作ができるプロの資格でも問題なく申請できます。

日本の従事者資格	韓国での操作範囲
第1級アマチュア無線技士	全バンド・全モード・500ワット
第2級アマチュア無線技士	全バンド・全モード・100ワット
第3級アマチュア無線技士	10, 14, 18 MHz 帯を除く周波数帯・全モード・25ワット
第4級アマチュア無線技士	10, 14, 18 MHz 帯を除く周波数帯・電話・10ワット

6. 問合せ及び申請先

- 1) 住所： KARL Building 3F, Yang Jae-Dong 267-5, Seocho-Gu, Seoul 137-130 Korea
- 2) 私書箱： C.P.O. Box 162, Seoul 100-601 Korea
- 3) 電話： 82-2-575-9580 (韓国語、海外からかける場合)
02-575-9580 (韓国語、韓国内からかける場合)
82-17-236-2872 (英語、海外からかける場合)
017-236-2872 (英語、韓国内からかける場合)
- 4) FAX： 82-2-576-8574 (海外からかける場合)
02-576-8754 (韓国内からかける場合)
- 5) E-メール： yonglee@yonsei.ac.kr